不動産登記受付帳（行政文書）開示実施手数料の変更について

令和８年１月１日から、当局が保管する全ての不動産登記受付帳を電磁的記録により保存することとしました。そのため、令和８年１月１日以降に不動産登記受付帳の開示を請求された場合、開示実施手数料は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第１３条第１項第２号」の別表に基づき、以下のとおり変更となりますので、お知らせします。

なお、商業・法人登記受付帳の開示実施手数料額は、従前と変更はありません。

【令和８年１月１日以降に不動産登記受付帳（電磁的記録）を請求する場合の開示実施手数料】

行政文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料額
電磁的記録	用紙に出力したものの閲覧	用紙１００枚までごとにつき２００円
	用紙に出力したものの交付	用紙１枚につき１０円
	光ディスクに複写したものの交付	ＣＤ－Ｒ１枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
		ＤＶＤ－Ｒ１枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額

【注】
「１ファイル」とは、一つの登記所の１年分の情報（１月から１２月までの期間分）をいいます。
【例1】令和８年１月分（本局）を請求する場合⇒１ファイル
【例2】令和８年１月～３月分（本局）を請求する場合⇒１ファイル
【例3】令和８年１月４日から同月１０日までの分（本局）を請求する場合⇒１ファイル
【例4】令和８年１月分（本局、A支局、B支局）を請求する場合⇒３ファイル
【例5】令和７年１２月分及び令和８年１月分（本局）を請求する場合⇒２ファイル
＊手数料額の例（令和８年１月分（本局）を請求する場合）
１００円（CD-R）＋２１０円（１ファイル）＝３１０円
行政文書開示請求書提出時に３００円を納付していただきますので、開示実施決定後に１０円が追加となります。

【商業・法人登記受付帳（文書（書面））を請求する場合の開示実施手数料】変更なし

行政文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料額
文書（書面）	閲覧	１００枚までごとにつき１００円
	複写機により用紙に複写したものの交付	用紙１枚につき１０円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	ＣＤ－Ｒ１枚につき１００円に当該文書１枚ごとに１０円を加えた額
		ＤＶＤ－Ｒ１枚につき１２０円に当該文書１枚ごとに１０円を加えた額

千葉地方法務局総務課